

移転に伴う関係官庁への届出リスト

手続先	手続内容	窓口	提出期限
法務局 (登記所)	①本店移転 本店移転登記申請書	旧所轄登記所 商業法人係	移転日から2週間以内
	②支店移転 支店移転登記申請書	旧所轄登記所 商業法人係	<本店所在地> 移転日から2週間以内 <支店所在地> 移転日から3週間以内
税務署	①事業年度、納税地、その他の 変更異動届出書	新・旧納税地 所轄税務署	異動後遅滞なく
	②給与支払事業所等を開設・ 移転・廃止届出書	新・旧納税地 所轄税務署	移転日から1ヶ月以内
都道府県税事務所	事業開始等申告書	旧税務事務所	事業開始等の日から10日以内
社会保険事務所	適用事業所所在地・名称変更(訂正)届	旧社会保険事務所	5日以内
公共職業安定所	事業主事業所各種変更届	新所轄事務所適用係	変更のあった日から10日以内
労働基準 監督署	①労働保険名称・所在地等変更届	<ul style="list-style-type: none"> ●同一管轄内での移転の場合、その所轄監督署 ●同一県内で管轄外へ〃、新所轄監督署 ●県外へ移転の場合 旧所轄監督署へ廃止届を提出し、 新所轄監督署へ成立届を提出 	速やかに
	労働保険概算・増加概算・ 確定保険料申告書 労働保険関係成立届		移転後保険関係成立した日の 翌日から10日以内 移転後保険関係成立の日から45日以内
	②労働基準法に関するもの適用事業報告 その他に就業規則(変更)届 時間外労働・休日労働に関する協定届	新所轄監督署へ新規として提出	移転後、遅滞なく
消防署	③安全衛生法に関するもの ●安全管理者選任報告(様式第3号) ●衛生管理者選任報告(様式第4号) ●産業医選任報告(書式第4号)	新所轄監督署へ新規として提出	移転後、遅滞なく
	防火管理者選任届	新所轄消防署予防課	遅滞なく
郵便局	転居届	旧受持郵便局	転居判明後、速やかに
NTT	①電話架設申込(既契約の電話の移設) ②電話架設申込(新規申込) ③旧ビルの電話撤去依頼	116番	移転日が確定したら速やかに